1　計算書類に関する事項

⑴～⑸　（略）

（削る）

⑹・⑺　（略）

1　計算書類に関する事項

⑴～⑸　（略）

⑹　役員との取引　（単位：百万円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		

（記載上の注意）

1　経営管理委員、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。

2　総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）、貯金その他の連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。

3　「取引の種類」欄は、貸出金及び債務の保証等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。

4　「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。

5　取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄について記載すること。

6　期末に債権及び債務の残高がない場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄は除いて記載すること。

7　債務の保証、手形裏書を行っている場合は、「取引金額」欄に見返額を記載すること。

8　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で連合会と理事、経営管理委員又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該理事、経営管理委員又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。

9　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

⑺・⑻　（略）